

鴨川の維持管理（除草）について

■ 鴨川の維持管理業務（除草）について

鴨川の維持管理の一つである除草については、府民からさまざまな問い合わせがある中、京都府では下記のとおり実施しています。

○河川における除草とは

河川法により草刈りについては、護岸の崩れ等を巡視・点検する場合に、草があると目視点検できないため、治水上の理由で草を刈る必要がある。（下記河川法施行令参照）

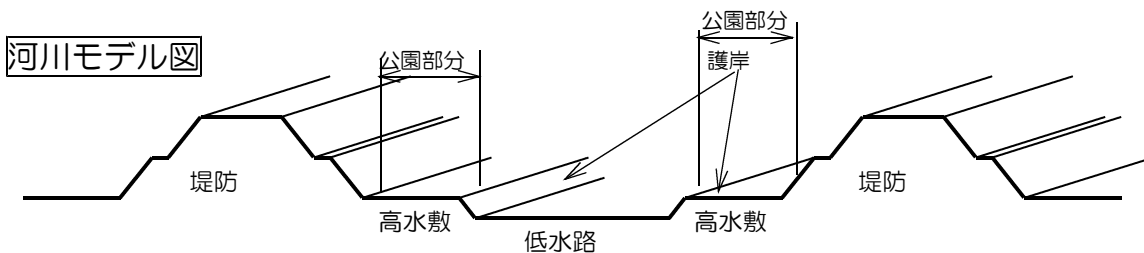
○鴨川公園としての維持管理（除草）状況

鴨川は公園という側面もあり、公園利用者に対し公園利用上の観点や花粉などに対するアレルギーの問題、さらには害虫駆除など様々な除草要望も考慮しながら、快適に利用できるように草を刈る必要がある。

○除草状況

現在鴨川の葵橋から御蔭橋の区間

- ・ 毎年概ね5月から10月頃にかけて、草の伸び具合を見つつ、原則護岸は年2回
- ・ 公園部分は年3回
- ・ 低水路部は年1回
- ・ 木の剪定については、原則として枯死枝等を剪定
（利用者の安全確保や堤防の保全措置のために生木を剪定する場合もあり）



○これからの維持管理について

鴨川・高野川の快適な利用の確保と自然環境の保全については、調和すべき課題であるため、今後、公園の利用者や鴨川府民会議等の御意見を踏まえながら、より良い鴨川にしていきたい。

<参考>

河川法施行令（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）から抜粋

第9条の3

河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあっては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。